

令和2年5月26日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

緊急事態宣言解除による当健康保険組合業務平常化について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、当健康保険組合では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下において、加入者の皆さまの健康と生活を守るため、特別の業務体制で業務継続を続けてまいりました。

昨日、国民に外出自粛等を強く要請していた緊急事態宣言も、国内での新規感染者数等が減少し、世界的にも極めて厳しいレベルで定めた解除基準を全国的にクリアしたと判断したことから、解除されることとなりました。

そのことに伴い、**当健康保険組合においては、本日、5月26日（火）より平常どおりの業務体制に戻し健康保険事務を遂行してまいります。**

なお、引き続き当健康保険組合では館内消毒等の感染症予防対策を継続し、また健康保険関係のお手続きにつきましては、移動によるお客様の感染リスクを避けるため、ご郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大阻止のため、事業主さま、被保険者及び被扶養者の皆さまに多大なるご理解を賜り、心から御礼を申し上げますとともに、加入者の皆さまにおかれましても、引き続き感染症予防のための取り組みにご協力を賜りたくお願い申し上げます。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課
電話番号 03-3861-1851